

iurisprudentia

SQ3R

津野義堂^{*1}

Inhaltsverzeichnis

第1章 SQ3R という学習法

1

SQ3R という学習法

まずはじめに、本の読み方、文章の読み方、学習の仕方について提案したいと思います。学習法や勉強法についての出版物は、どの書店にもたくさん並んでいます。しかし、私が実際の授業で使用し、またここで紹介しようとしているSQ3Rを扱う本は、残念ながらほとんどありません。

この方法はとても優れた学習法です。大きな効果が上がり、これからの学習の能率をあげることも期待できるのでここに紹介しておきます*¹。

懸命に暗記したはずなのに、すぐに忘れてしまったという経験は誰にでもあると思います。この方法を使った授業では記憶の定着度がきわめて高くなりました。能率よく記憶できるというのはたいへんありがたいことです。

授業の仕方は千差万別ですが、私は教室で単に事実を伝えるだけでは意味がないと考えています。

私は、どうしたら学ぶ本人たちが自分で知識や情報を見つけられ、研究を進められるかを教えたいと願っています。

勉強とは、人が言ったり書いたりしたものを、ただ書き写し暗記し単位をとることではありません。つまり研究とか学習は、既にあるものを引き写したりアレンジしたりするのではなく、自分の頭で考え、発見し創造するということです。人の言うことは、故意ではなくてもまちがいや嘘が混じってしまうこともあるかもしれません。世の中には、まちがいが溢れているためにストレスがたまりますが、これをはね返し本当のものと嘘(真実と虚偽)を見分けられるようになる勉強のしかたを、まず習得しましょう。

その方法は、勉強しようという気持ちがあり、コツを理解し物事に素直に取り組む姿勢があれば、誰にでも身につくものです。自分が求める知識または命題を探し当て、その真偽を見極め、そこで得た大事なことを忘れないでいるためにこの方法を身につけてほしいと思います。

*¹ なお、津野の論文[?]は、MICHAEL VILLEY)の論文「契約の観念」(星野英一訳(1969)を素材に、この学習法を紹介しておきました。そこでは、契約というものの考え方にそくしてこの学習法を紹介しています。

SQ3R

SQ3R という学習法は欧米では広く知られていて、簡単に言えば「問いと答えの方法」です。

これは 1961 年アメリカの学習心理学者 F. ロビンソンが Effective Study という本で提唱したものです *2。

これは 5 段階の作業をあらわす英語の動詞の頭文字をとったもので、ドイツでは「5 段階の方法」とも呼ばれています。

SQ3R

S	Survey(サーヴェイ) 概観
Q	Question(クエスチョン) 問い
R	Read(リード) 読む
R	Recite(Recap)(リサイト) 復唱・答える
R	Review(レビュー) 見返し

これから順を追って説明していきます。

1. Survey 概観 (飛ばし読み)

第一段階である概観とは何か、またなぜ概観が必要か

学習心理学では、取り組むもののおよその地理がわかっていると物事は頭に入らないと言われます。およその地理をつかむことが概観で、これを行うことで安心感が生まれるのです。

飛ばし読みをして、ユニット (区切り・まとめ) をみつけ、読む範囲を決めることが目的となります。

また、小説などの消費読書とは違い、自分の抱える問題を解決するため、役立つ情報を入手することが目的なので、そもそもその本や論文といった情報源が使えるかどうかを見極めていく必要があります。飛ばし読みをすることでそれが目的に合うものとなれば、取り扱う素材の難易度や自分の力に応じてどこまでをひとまとめにするかを目測してみましよう。

2. Question 設問

第二段階である Q では自分の問題を設問という形ではっきりさせる

この段階に必要なことは、能動的で積極的な態度です。

受け身では効果があがらないので、積極的に取り組みましよう。

設問の数から始めると、人間の頭のマジックナンバーと言われる 7 つが良いと思われまいます。初心者で 7 つは難しいときは、5 つでも良いかもしれませんが 3 つでは物足りないでしょう。個人の能力や問題の性質または素材の難易度によって、7 つの設問ができるようなユニットを決めてみましよう。

*2 この本は今でも手に入ります。またインターネットの検索エンジンを使って調べれば、SQ3R が実にメジャーな学習方法だということが実感できるでしょう。

どうしても設問が立てられない時は、あとで捨てられるとわかっているにもかかわらず「何を言っているのか」とか「どんなことが書いてあるのか」という設問でもかまわないからとにかく進めてください。

ここでは3つ大事なことがあります。

3点セット

- 自分の言葉で
- 文の形で
- 書く

1. その文は情報源から写すのではなく、必ず自分の言葉で表現します。コピーするものではありません。
2. 設問は文の形にします。文とは、主語と述語がそろっているということです。

メモでもノートでも体言止めはいけません。

体言止めでは、細部がおろそかになり、書いたときは納得していても時間がたつと思い出せなくなることがあるからです。メモをしたはずなのに、そのメモを見ても何のことだったかわからなくなることはよくあることです。単語を並べただけだったために、そのとき自分の頭で何を考えていたのかわからなくなってしまうのは、著者の嘘やまちがいを見抜けませんし、せっかく読んで理解したことをも無駄にしまいます。

- なるべく間違いが見付きやすいように
- ニュアンスがつけられるように
- 真か偽かである文(命題)の形になるように

3. 次にその文を書きとめます。ペンで紙に書くのも良いでしょうし、コンピュータに入力するのもかまいませんが、とにかく残るようにします。

また、読んだテキスト(情報源)を見ないで書くことを習慣にすることも大事です。

専門外のものとか難解で覚えられない場合でも、テキストを見ながら書くのではなく、本を閉じて自分の言葉に置き換えて表現することが大切です。

その理由は、そうすることによって内容が頭に入るからです。私たちの超短期記憶は優れているので、今読んだものをすぐに頭の中で整理し、書くくらいは大丈夫なのです。自分の問題や関心があることを自分の言葉で表現して、何が知りたいのかをはっきりさせたいので、なるべく誤解の余地のない文を書きとめておきます。

以上の2段階は慣れによって同時にできるようになりますが、初めのうちは別々に取り組むことをお勧めします。

3. Read 読む

第3段階の「読む」ということは字面を目で追うことではなく、答えを探すことである

設問を念頭において(見ても良いですが)、頭の中で答えを探し出してみましょう。

ここでもまた能動的で積極的な活動が必要となります。

これは頭の中でおこない、メモはしません。的外れな設問をたてた自分に驚くこともあります。

もし、テキストのどこにも答えがないときはその設問はしばらく伏せておくしか仕方ありません。

4. Recite 答える

第4段階の復唱は第3段階で頭の中でまとめたらすぐにやる

自分の作った設問を見ながら、でも、テキストは見ないで答えを書いていきます。

これも第2段階で説明した3点セットでおこないます。つまり、文の形で、自分の言葉で、書く、ということです。繰り返しますが、自分の言葉というのが大事で、自分自身にごまかしが効かないように細かいニュアンスをつけておくと良いでしょう。自分で答え合わせをするのだからできるだけ厳しく、まちがいはまちがいははっきりさせられたほうが自分のためになるからです。

先ほど書いておいた設問を横目で見ながら、本や論文などを手にとってその答えを探します。そうすると難しい漢字や外国語の中から答えが浮かんできます。そして見つかったら必ず本を閉じて、今みつけた答えを書きます。

5. Review 見返し (答え合わせ)

第5段階の見返しはテキストと照合しての答え合わせ

再びテキストを見て、まとめた答えが適切であるかどうかのチェックをします。それと同時に、設問そのものも見直す段階です。ここまでの間に解りきってしまった設問は、必要なくなって捨てられ、以前は気づかなかったさらに大事な設問が浮かび上がってくることもあるかもしれません。

さらに別の箇所なり別のドキュメントなりを勉強する必要もでてくるでしょう。

設問と答えのセットを整理しましょう。

これで自分の言葉で、きちんとしたニュアンスをもった文の形で表現された問いと答えのセットが手に入ったわけです。あたりまえになって捨てられていくものどどうしても難しいものがはっきりしてくるということは、そのまま試験勉強になるはずで。

また情報源を見ないで書くという作業もそれ自体が試験の準備になっています。勉強が進んでくれば、講義もこの方法で聞けるようになります。自分と先生の設問も一致してくるかもしれません。先生の言うことに疑問や矛盾を発見したらぜひ質問してください。先生もまちがえることはありますから。

世の中には立派な装丁で活字になっていても、書かれていることすべてが正しいとは限らないことはよくあることです。シロをクロと言っているものもたくさんあります。日常にあふれる情報に惑わされることなく、その真偽を検討できる信頼のおける自分の頭脳を育ててください。常に自分で設問をたてて答えをみつけるという SQ3R の勉強方法をぜひ身につけてください。

SQ3R で実際に論文を読んでみよう

実例としてクーピッシュ先生の論文を読んでみましょう^{*3}。

題名は**動産の所有権移転は有因的がそれとも無因的か？ 歴史的観点から有因的譲渡論のための最終弁論**という論文です。この文章は全体で 25 ページほどの分量があります。

もちろん、著者の思想を理解するためには全文を読むことが必要ですが、今は読み方の例としてとりあげるので、§ 1 と § 3 を引用します。

この主題は、いわば通奏低音のように私の教科書全体で繰り返しでてくる重要な問題なのでしっかり理解してください。全体の構成は、次のようになっています。

全体の構成

- § 1 全体のテーマ
- § 2 注釈 (これは飛ばしても良いかもしれません)
- § 3 各国法の所有権移転 (所有権譲渡) のルールの比較
- § 4 取得原因と保持原因について
- § 5 非債弁済の不当利得返還請求権 (ここも飛ばしたほうが良いかもしれません)
- § 6 ローマ法の法源史料に矛盾があるかどうか
- § 7 有因的所有権移転論の擁護
- § 8 結論

動産の所有権移転は有因的がそれとも無因的か？ — 歴史的観点から有因的譲渡論のための最終弁論 —

ベルトルト・クーピッシュ BERTHOLD KUPISCH (津野義堂 訳)

この § 1 の部分をきちんと理解することで、この論文は何かテーマになっているのかがわかるはずです。

初めにやることは飛ばし読みでした。漢字ばかりの専門用語など慣れないと頭に入らないかもしれませんが、まずはキーワードになりそうな言葉を考えながら構成をみていきましょう。

まず、主題と構成について書かれている最初の部分です。

^{*3} ドイツ民法典 (BGB) の総則と債務法は 2001 年の債務法を近代化する法律によって改正されましたが、ここでは旧規定によっています。Schuldrechtsmodernisierungsgesetz vom 26.11.01 (BGBl. I 2001 S. 3137, 3138, in Kraft seit 01.01.02)

ここから引用

§ 1 主題の正確な絞り込み

売主 V と買主 K の間に中古車の売買契約が締結されたと仮定しましょう。
車の引渡と代金の支払いは売買契約締結の一週間後におこなわれました。
ところが後になって、売買契約が有効に成立していないことがあきらかになります。
買主は車の所有権を取得したのでしょうか？

ヨーロッパ大陸諸国の法制がわかる人は、この設問には2つのまったく違った答がありうることを知っています。たとえばオーストリア法では、原因行為ともいわれる売買契約が無効であると、そのために買主が所有権を取得することはさまたげられます。したがって、売主が所有権者であり続けるということになります。ここで採られている規律の範型を有因的所有権移転と呼びます。

所有権移転の成否が、有効な原因行為（設例では売買契約）の有無にかかっているからです。

これとまったく対照的なのがドイツ法の取り組みです。ドイツ法では、車の引渡の合意を、売買契約からは独立した譲渡行為とみなさなくてはならないので、たとえ原因行為である売買行為が無効であったとしても、買主は引渡によって所有権を取得します。この所有権移転の規律は無因的所有権移転と呼ばれます。それは譲渡行為 [所有権移転] が独立のもの [法律行為] として、その基礎にある原因行為の有効・無効に左右されないとされるからです。

有因的所有権移転か無因的所有権移転か？

われわれは、その時々の実定法に拘束されているものですが、もしそうでないとしたら、それぞれの規律の仕方の得失は何でしょうか。

私は少なくとも動産については、歴史的観点から有因的所有権移転を擁護したいと思います。

その目的のために、私はローマ法に基礎を置く現代のヨーロッパ大陸の法典編纂における、2つの特徴的な制度に言及します。すなわち動産の所有権移転の規律についてと、CONDICTIO INDEBITI（コンディクティオ・インデビティ＝非債弁済の不当利得返還請求権）、すなわち債務を負っていないのに債務を負っているものと誤想して弁済してしまった場合に認められたローマ法上の返還請求権についてです。

ですから、動産所有権移転にかんする各国法の規律がそれぞれどのようなになっているか、そして所有権移転とCONDICTIO INDEBITI（非債弁済の不当利得返還請求権）がそれぞれの法典編纂においてどのような関係にあるか、またあるべきかに私は関心をもっています。

この考察が、私を古代ローマへと導きます。古代ローマ法から、有因的所有権移転に有利な歴史的論拠をたてるつもりです。それも、1900年までのプロイセンに妥当し、オーストリアやスイスの現行法にみられるタイプの有因的所有権移転論を擁護してなのです。

引用終わり

実践

飛ばし読みとは問いをみつけることでした。

次にその問いを自分の言葉で表現するのですが、慣れればこれは同時にできるようになります。問いの数は5つ、できるようになっても7つを越えないほうが良いでしょう。それでは実際にやってみましょう。

設問

飛ばし読みをしたら本を閉じ、ペンと紙に持ちかえて（あるいはコンピュータで）今みつけた**問い**を書き出してみます。何度も繰り返しますが、今読んだばかりなので移すこととほとんど同じです。忘れないうちにやってみましょう。ここでは、たとえば次のような**問い**が考えられるでしょう。

- Q1 この論文のテーマは何だろう？
- Q2 著者はどんな話の進め方をするのだろうか？
- Q3 ここで全体の構成についてのヒントが得られるだろうか？
- Q4 何が争点だろう？
- Q5 著者の主張は何だろう？

読む

第3の**読む**ということについて説明します。

読むということは目新しいことではありません。小学校でもやります。小説や新聞を読むことも、誰もが毎日やっていますし、誰がやっても同じことのように思えます。

しかし、ここでの**読む**ということは、誰がやっても同じにはなりません。活字に目を走らせることではないからです。**問い**に対する**答え**を探すことです。私が例として挙げた問いとあなたが作った問いとは違ってあたりまえです。

あなたはあなたの答えをみつけてください。

それでは、私は私の問いに今見つけたつもりで自分の言葉で答えを書いてみます。もし、問いとして自分が何を書いたのかを忘れたら問いを見てください。

- A1 よくはわからないが動産というものがあるらしい。その動産の所有権を移転する（これもよくわからない）ということがあって、それに2つの種類があると言っている。有因的と無因的というもの（これもよくわからない）があってどちらが良いかが問題になっている。
- A2 クーピッシュは事例問題を提示して、その答えが各国で違うところから話を始めている。
- A3 ヨーロッパの国々でいろいろな制度がある。歴史的に理由があってどちらかに決まるらしい。
- A4 ヨーロッパには2つの考え方（有因的・無因的）がある。このどちらが良いかということが問題になっている。
- A5 クーピッシュは歴史的な理由で有因的な考え方に賛成している。

見返し

ここまでテキストを見ないで書いてから、再び本を開いて答えをチェックします。

そのとき大切なことは、字の間違いとか、間違っただけで理解しなかったかということも必要ですが、少しは内容がわかるようになった今では、要らなくなった問いを捨てて、見えていなかった新しいもっと大事な問いとその答えを見つけることを目指してください。この作業が最後のRの**見返し**になります。

さて、これで改訂版の問いと答えのセットが得られました。

それはたとえば次のようになります。今度はセットとして作っていきましょう。

何度も読み返すのは面倒くさいようですが、だんだんに時間のかかり方も労力も減ってくるので心配はいりません。

Q1. 著者はどういう問題 (法素材) を扱っているか?

A1. 動産の売買と所有権移転についてのルールがヨーロッパ各国法で大きく2つに分かれる。それは有因的 (キーワード) と無因的 (キーワード) であり、歴史的論拠でその優劣はどうかということの問題にしている。

Q2. 著者は具体的な事例問題を挙げ、その法的問題解決がいろいろ分かれるという入り方をする。その事例問題とは何だろうか?

A2. 売主と買主の間で中古車の売買の合意ができた。日を改めて (現実行為でないということ。時間のずれがあるということ) 代金の支払いと車の引渡が行われることになっていた。代金の支払いも車の引渡も行われたあとで、実は初めの売買契約は無効であったことがわかった。その場合に所有権が移転するのかもしれないかというところで、各国で違うらしい。

Q3. この問題に対する答えはヨーロッパで大きく2つに分かれると言うが、どのように分かれるのだろうか?

A3. 売買契約が無効だったから所有権が移転しないという有因的なものと、無効でも移転することがあるをいう無因的なものがある。

Q4. どんな国の制度が比較されているのだろうか?

A4. オーストリアでは売買契約が無効なら所有権は移転しない。売主が所有者のままである。(ならば引渡された車、代金が支払われているということはオーストリアでは法的にどのように後始末されるのだろうか) 一方ドイツでは無因的であって、売買契約の有効無効とは無関係に所有権が移転する。

Q5. 歴史的な論拠から有因的な方が好ましいとはどういうことだろうか?

A5. 動産の売買と所有権移転の問題と非債弁済の不当利得返還請求を古代ローマ法にさかのぼって、歴史的に比較、検討することでオーストリアのような有因的なほうが良いということがわかるらしい。

一通り読み終えたところで、この論文の大事な所をもう一度おさえておきます。

- V が K に中古車を売った。(契約どおりに) V が K に中古車を引渡し、K が V に代金を支払った。売買契約が成立したつもりだった。しかし、実は成立してしなかったということが、ずっとあとで、たとえば1ヶ月たってからわかった。(このとき契約が無効になる理由はいろいろあるけれども、年齢が足りないからなどの能力の問題は考えないほうが良い。なぜなら不当利得との関係で話が進まなくなってしまうからだ。)
- 買主は所有者となったのだろうか? 代金を支払ったから売買契約が成立しているにちがいない、というのはたいへんなまちがいである。
- これはあくまで動産の問題である。この本では日本法との関係は難しくなるので省略しているが、不動産の物権変動論ではないことだけは、注意しておこう。
- 日本の制度は法文の比較としてみるかぎり、イギリス法に似ているという説もある。
- ヨーロッパでは国によって2つの対立する制度がある。

この勢いで次の部分を読み進めてみましょう。

§ 3 の部分です。各国の比較法の部分です。ここでもまた飛ばし読みをして問題を探します。

この部分は2つに分かれています。まず、有因的所有権移転についての説明があり、続いてドイツ民法典の無因的所有権移転となっています。

とりあえずの設問の例と、改訂版の設問の例を挙げておきます。まず、飛ばし読みの段階では次のような設問ができるかもしれません。

- Q1 この章はどのような構成になっているのだろうか?
- Q2 どんな国の法がでてくるのだろうか?
- Q3 それぞれはどちらに属するのか?
- Q4 所有権の移転のルールはどうなっているのか?
- Q5 各国のルールはどう呼ばれているのか?
- Q6 各国のものはどんな歴史的な経緯があるのか?

改訂版は、次のようになるかもしれません。

- Q1 有因的と無因的にどう分かれるのか?
- Q2 プロイセン一般ラント法はどのようなルールだったか?
- Q3 オーストリア民法典はどのようなルールだったか?
- Q4 フランス民法典はどのようなルールだったか?
- Q5 ドイツ民法典はどのようなルールだったか?

ここから引用

§ 3 所有権移転 (所有権譲渡) 法の比較

まず始めに、1794年から1900年の間に制定された重要な法律において、所有権移転がどのように規律されているかということ概観しましょう。この期間に、3つの異なった規律の類型がみられます。

3.1 有因的所有権移転

1. プロイセン諸国のための一般ラント法 (ALR) 1794年

1900年まで効力を持ったプロイセンの法典は、動産の所有権移転に関して、ローマ法に基づく伝統的な学説である「TITULUS- MODUS (権原と方式)」論によっています。

MODUS (方式) とは、法典の言葉遣いでは、所有権が取得されるその取得の仕方 (Erwerbsart) です。それは、普通の場合には、譲渡者から譲り受け人への物の (単なる) 引渡のことです。方式=引渡が、所有権取得の効果をもたらすことは、所有権の権原 (titulus), つまり法律 (ALR) のいう der Titel から生じます。権原 (Titel) は、法律に基づくこともあり、裁判官の判決によることもあります。ほとんどの場合、意思表示に、たとえば売買契約に基づくことができます。

この場合には、売買契約 (それも客観的に有効な売買契約でなくてはならない) と引渡が所有権を取得させます。売買契約と引渡が法律要件の前提条件 (要件事実) になっているのです。

そのことから、有効な売買契約がないと、所有権取得に必要な要件事実も欠けるという結果がでてきます。ですから所有権は買主に移転しません。売主が相変わらず所有権者であり、所有権に基づいて物の返還を買主に請求することができます。

反対に、売買契約が有効で買主が所有権を取得しているなら、買主は永続的に所有権を取得したのです。売主によって買主が所有権を喪失することはありません。

2. オーストリア一般民法典 (ABGB) 1811年

オーストリア一般民法典の規定も、所有権移転についてプロイセン一般ラント法のお手本になっています。プロイセン法と同じくオーストリア法も、権原 (Titel) という概念を用いています。

プロイセン法のいう「取得の仕方, (Erwerbsart)」は、オーストリア法では「法的な取得の仕方 (方式) (rechitliche Erwerbungsart)」と呼ばれています。したがって、われわれは、オーストリア法についても、売買による所有権移転の例についてプロイセン法と同じことを確認することができます。

それは、売買契約と引渡が所有権取得の法律の要件的前提条件である、ということです。有効な売買契約が欠けているならば、すなわち所有権取得に必要な要件事実の1つが欠けていることになります。所有権は買主に移転しません。売主が依然として所有権者のままでありつづけます。

したがって、売主は買主から所有権者として物の返還を請求することができます。反対に、売買契約が有効である場合には、そして買主が所有権を取得した場合には、買主は永続的に所有権を取得したのです。売主は買主から所有権を奪うことができません。

権原 TITULUS と方式 MODUS, あるいは別の表現では、権原 (Titel) と取得方式 (rechitliche Erwerbungsart, 法的な取得の仕方) が、有因的所有権取得の2つの要素となります。それはまるで前期普通法において、つまり17・18世紀のヨーロッパ共通法において、ローマ法を基礎として形作られたそのままの

です。それゆえ、所有権移転についてのこの形の規律の仕方は、ヨーロッパ共通法のモデルと呼ばれるのがふさわしいと言えます。

3. フランス民法典 1804年

有因的所有権移転のもう1つのモデルは、1804年のフランス民法典 (Code civil) にみられます。フランス民法典によれば — プロイセン法 (ALR) やオーストリア民法典 (ABGB) の言葉遣いでいえば — 所有権が移転するには、権原 (Titel) すなわちたとえば (有効な) 売買契約があれば充分なのです。物の引渡 [方式] は必要ではありません。債権 (債務) 契約だけで、すでに所有権は移転されます。

つまり買主が所有権を取得する法律要件的前提条件は、債権法上の契約だけなのです。したがって、契約が無効なら所有権は買主に移転しません。あいかわらず売主が所有権者のままであり、所有権者として、買主から物の返還を請求することができます。これに反して、売買契約が有効であって買主が所有権者になってしまったなら、彼は永続的に所有権者のままです。所有権が売主によって買主から奪われることはありません。

フランス民法典の規律は、イタリア法その他いくつもの法秩序によって継受されました。この規律は周知のように自然法に遡ります。そして Grotius (グロティウス 1583-1645) と Althusius (アルトゥージウス 1557-1638) の名前に結び付けられています。この規律の仕方の場合には、所有権は債権契約の締結によって取得されますから、このモデルのことをここでは契約モデルと呼ぶことにしましょう。

3.2 1900年のドイツ民法典における無因的所有権移転

ドイツ法は所有権移転の規律について、まったく異なる道をたどりしました。

ドイツ民法典 (BGB) は、すでに冒頭に示唆したように、所有権移転はそのもとなっている原因行為から (たとえば売買契約から) 独立の法律行為として分離されている、と規律しました。

この法律行為の要素は、所有権が移転すべきことの両当事者の合意 (物権契約) であり、法律上の基本的な場合 (§ 929S.1 BGB) では物の引渡です。さらに、原因行為を区別されるべき所有権移転の法律行為は、それ自体の有効性を、原因行為の有効性に左右されません。あるいは別の言い方をすれば、原則として原因行為の有効性は、所有権移転行為の有効性に影響を及ぼしません。

この関係こそ、所有権移転が無因的だとわれわれが言うとき、考えていることにほかなりません。所有権移転行為の有効性はその基礎になっている原因行為と因果関係を持たず解き放たれています。所有権取得の前提条件は、ただ物権的合意と引渡だけなのです。したがって、たとえ、原因行為、たとえば債権契約である売買契約が無効であったとしても、(所有権取得の要件事実 [(権利者との) 物権的合意と (権利者による) 引渡] がみだされていることを前提として) 所有権は買主に移転します。

もちろん、原因行為が絶対無効であれば、買主は所有権を取得した目的物を持ちつづけることが許されません。この場合、所有権取得は買主にとって永続的な取得ではないのです。この場合には、売主は物を買主から返還請求することができます。しかし、論理的な帰結として、売主は買主に対して、物権法上の所有権に基づく物の返還請求の訴え (所有物回収訴訟) ではなく債権法上の物の所有権を返還移転させる請求権を持つことになります。(というもの、買主の方が所有権者になっているからです) すなわち、売主は買主に対して、不当利得返還請求の訴え、ローマ法的に言えば、CONDICTIO INDEBITI を持っているのです。

ドイツ民法典無因的な所有権移転の形態は、FRIEDRICH CARL VON SAVIGNY (フリードリヒ・カール・フォン・サヴィニー) が指導的な役割を果たす中で、パンデクテン法学と呼ばれた19世紀ドイツ私法学において、展

開されました。それゆえ、私は所有権移転論のこのモデルを、パンデクテン・モデルと呼びます。

引用終了

1. 売買 (売り買い) とはどのような法概念だろうか?
2. ヨーロッパの各国の法制とそれを通じて日本の民法も影響を受けている法は何か?
3. ローマ法の継受とはどういう意味だろうか?
4. 各国法の規律が違うのはなぜなのだろうか?
5. 有因性無因性とはいったいどのような意味だろうか?
6. フランス法がローマ法の伝統から離れているのはどのような点だろうか?
7. ドイツ法に特有なことは何だろうか?